



(開会 午後3時00分)

事務局 ただいまから令和7年第6回いすみ市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案は4つでございます。

最初に定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、1番 織本委員、7番 岩瀬委員の2名であり、出席委員数は委員総数13名中11名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして麻生副会長よりご挨拶を申し上げます。

副会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第2条並びに第4条の規定により、麻生副会長に議長をお願いいたします。

議長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号3番 吉田委員、議席番号8番 菰田委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、譲渡人理由は所有経営農地から離れており耕作出来ないためです。譲受人理由は新規就農のためです。季節野菜を計画しています。

申請土地、国府台字境畑、地目、畑、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。権利内容は贈与による所有権移転。図面番号は1です。

番号2及び番号3は関連がございますので一括で説明いたします。譲渡人理由は相続により取得したが耕作出来ないためです。譲受人理由は新規就農のためです。柿・栗等の果樹を計画しております。

申請土地、若山字柳町、地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は2-1、2-2です。

番号4、譲渡人理由は耕作出来ないためです。譲受人理由は所有農地に隣接し耕作に便利なためです。水稻を計画しています。

申請土地、新田野字八反目、地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。権利内容は賃貸借権設定。図面番号は3です。

番号5、譲渡人理由は高齢により耕作出来ないためです。譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。水稻を計画しています。

申請土地、高谷字天神下、地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。権利内容は贈与による所有権移転。図面番号は4です。

番号6、譲渡人理由は転居により移動手段がなく耕作出来ないためです。譲受人理由は所有農地に隣接し耕作に便利なためです。みかん・柿を計画しています。

申請土地、下布施字北郷戸、地目、畑、〇〇〇〇㎡。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は5です。

番号7、譲渡人理由は遠方に居住し耕作が出来ないためです。譲受人理由は新規就農のためです。季節野菜を計画しています。

申請土地、小沢字福蔵寺台、地目、畑、〇〇〇〇㎡。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は6です。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、6番 鳥山委員の補足説明をお願いいたします。

鳥山委員 6番 鳥山です。今後、耕作に必要な農機具等を取得する。現況は休耕地の状態でした。以前も借りて農地として使っていて、再度借りて農作物を作りたいということで、問題はないと思います。

議 長 次に番号2及び番号3について、5番 吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 5番 吉清です。事務局の説明のとおりです。柿・栗などを栽培するということでした。果樹等をするにはやり易い土地ではないかと思えます。

議 長 次に番号4及び番号5については、岩瀬委員が欠席のため事務局の説明のとおり問題ないと報告を受けています。よろしくお願いいたします。

次に番号6について、11番 吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 11番 吉野です。

譲受人は隣の農地を所有していて耕作しやすいので、問題ないと思われます。

議長 次に番号7について、12番 吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 12番 吉野です。

以前にもこの畑を作っていた方です。問題ないと思います。

議長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について説明いたします。

番号1、本件土地は岬町椎木字沖田の田〇〇〇〇㎡で、JR太東駅の北東に位置します。図面番号10です。

当初計画内容、貸資材置場。

変更理由、当初資材置場として利用する予定でしたが受注が見込まれてきた大きな仕事がなくなり、別の土地で代替できたため未利用地となっております。今回、所有者の親が専用住宅を建設するため計画変更するものです。

承継計画は専用住宅用地です。

本申請と同時に農地法第5条の許可申請がなされております。議案第3号番号4です。

用水は市営水道、雑排水は合併処理浄化槽で処理後に隣接市道内の側溝に放流。

権利の内容は使用貸借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、3番 吉田委員の補足説明をお願いいたします。

吉 田 委 員 3番 吉田です。5条の申請も同時に出ています。問題ないと思います。

議 長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願ひます。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、本件土地は弥正字三軒町の田〇〇〇〇㎡で夷隅庁舎の北に位置します。図面番号7です。

申請地は土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地に該当し原則として許可できませんが、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設であることから例外的に許可できるものであると考えます。転用目的は駐車場です。

排水については素掘水路、側溝を敷設します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

番号2、本件土地は万木字江尻の田〇〇〇〇㎡で夷隅庁舎の北東に位置します。図面番号8です。

申請地は農振農用地内の農地であり原則として許可できませんが、一時転用で事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認めら

れ、市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる事から例外的に許可できるものと考えます。

転用目的は農地造成です。道路沿いから雨水が流入しやすく大型機械施工出来ず、耕作のしづらい田を嵩上げして畑へと改良しようとするものです。

埋立ての事業計画は最大〇〇m埋立てを行います。

全体の所要資金は〇〇〇〇円となっています。

他法令の関係は小規模埋立て条例が該当し、環境保全課に許可申請済です。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

農地復元後は人参、菜花等の野菜を作付けします。

番号3、本件土地は行川字高崎の田〇〇〇〇㎡で上総中川の西に位置します。図面番号9です。

申請地は駅から300m以内の農地であるため第3種農地であると考えます。

転用用途は太陽光発電施設です。太陽光パネル104枚を設置します。周囲にはフェンスを設置するなど安全対策を図ります。

用水は設置無し。排水は雨水のみで自然浸透とします。

譲受人は太陽光発電事業者で、千葉県外で数か所の発電施設の設置実績があります。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

他法令の関係はいすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に関する手続きを環境保全課にて進めております。

番号4は、議案第2号番号1と同一案件のため説明を省略いたします。

番号5、本件土地は岬町桑田字駒方の田〇〇〇〇㎡でコンクリート製品製造工場の北側に位置します。図面番号は13です。

申請地は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地であると考えます。

転用用途は太陽光発電施設です。太陽光パネル136枚を設置します。

周囲にはフェンスを設置するなど安全対策を図ります。

用水は設置無し。排水は雨水のみで自然浸透とします。

譲受人は太陽光発電事業者で、千葉県内外で数か所の発電施設の設置実績があります。

権利の内容は地上権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

他法令の関係は電気事業法について経済産業省に登録済です。いすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に関する手続きを環境保全課にて進めております。

いすみ市文化財保護条例は生涯学習課へ届出済です。

番号6、本件土地は岬町榎沢字蟹田の田〇〇〇〇㎡で轟橋の西側に位置します。図面番号12です。

申請地は土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地に該当し原則として許可できませんが、周辺地域居住者の日常生活上必要な施設であることから例外的に許可できるものであると考えます。

転用目的は店舗兼倉庫です。

譲受人は申請地付近で生活しておりますが、申請地を取得し店舗兼倉庫を建築します。店舗は飲食店で地元農産物等の物品販売も予定しております。

用水は井戸水、排水は合併浄化槽で処理し側溝へ放流します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

番号7、本件土地は岬町中滝字広川の田、畑〇〇〇〇㎡でいすみ市役所岬庁舎の西側に位置します。図面番号は13です。

申請地は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地であると考えます。

転用用途は太陽光発電施設です。太陽光パネル168枚を設置します。周囲にはフェンスを設置するなど安全対策を図ります。

用水は設置無し。排水は雨水のみで自然浸透とします。

譲受人は太陽光発電事業者で、野田市ほか千葉県内外で数か所の発電施設の設置実績があります。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

他法令の関係はいすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に関する手続きを環境保全課にて進めております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1及び番号2について、6番 鳥山委員の補足説明をお願いいたします。

鳥山委員 6番 鳥山です。

番号1につきましては、暫くの間水田として使われて無いような状況でした。近隣の方からの同意を得ているということでしたので問題ないと思われま

す。番号2につきましては、事務局の説明のとおり農地造成をしたいとのことです。水捌けが悪いので盛土をして畑として使用したいとのことです。

議長 次に番号3について、10番 福山委員の補足説明をお願いいたします。

福山委員 10番 福山です。

事務局の説明のとおりです。特に問題はないと思います。

議長 次に番号4について、3番 吉田委員の補足説明をお願いいたします。

吉田委員 3番 吉田です。

問題はないと思います。

議長 次に番号5及び番号6について、13番 中村委員の補足説明をお願いいたします。

中村委員 13番 中村です。

番号5は、道路とほぼ同じ高さです。北側に会社があるので反射角度について協議して下さい。

番号6は、道路から2m位低いですが埋立てはせずにそのまま使うということです。問題はないと思います。

議長 次に番号7については、私が現地確認しており問題ありません。

担当委員の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）につきましてご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

7ページをご覧ください。

新規設定で、使用貸借権2件、賃借権4件、貸付者6名、借受者4名、田、19,353㎡、畑、2,759㎡、合計22,112㎡。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号に掲げる事項を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが何かありますか。

事務局 農地の転用事実に関する照会に対する回答について、9ページから10ページに記載のとおり報告いたします。

続きまして、第5回総会、議案第3号の番号15、太陽光発電施設については取下願の提出がありました。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 なし。

議長 他に無いようでありますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上持ちまして令和7年第6回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

(閉会 午後3時40分)

議事録署名人

議長

委員

委員